

●「弁護士保険ミカタ」の法律相談料保険金のお支払いにはいくつかの条件があります。代表的なトラブル事例でその条件をご説明していますのでご確認ください。

トラブル事例	トラブルの原因	「法律相談料保険金」のお支払い対象となる重要ポイント					支払判定	ポイント解説
		①トラブルの原因(原因事実)の発生時期は？			②誰のトラブル？	③争う金額は？		
		責任開始日以後	待機期間(3か月間)経過後 ・但し、特定偶発事故(※1)の場合は待機期間はありません。	特定トラブル(※2)に該当する場合 特定原因不担保期間(1年間)経過後	被保険者本人が直面するトラブル ・未成年の子のトラブルで管理監督義務者となった場合を含みます。	法的争いの経済的利益が5万円超		
1 【労働トラブル】 1月中旬に弁護士保険に加入、責任開始日が2月1日となった。 3月末になって会社から何の前触れもなく解雇を言い渡された。	原因事実 解雇の通告	○	×	/	○	○	対象外	責任開始日から3か月間の待機期間に発生したトラブルのため、お支払いの対象となりません。
2 【交通事故トラブル】 交通事故に遭ってからすぐに弁護士保険に加入した。 加害者側が賠償に応じてくれない。	原因事実 交通事故の発生	×	×	/	○	○	対象外	責任開始日前に発生しているトラブルのため、お支払いの対象となりません。
3 【交通事故トラブル】 1月中旬に弁護士保険に加入、責任開始日が2月1日となった。 3月に交通事故を起こしてしまい、被害者から損害賠償請求を受けている。	原因事実 交通事故の発生	○	○	/	○	○	対象	交通事故は「特定偶発事故」(※1)に該当するため、3か月の待機期間は適用されません。
4 【離婚トラブル】 3か月ほど前から夫にDVを受けていて、これから離婚を考えようと思って弁護士保険に加入した。	原因事実 離婚原因の発生	×	×	×	○	○	対象外	責任開始日前に発生しているトラブルのため、お支払いの対象となりません。 ※責任開始後にDVを受けた場合であっても、離婚は「特定トラブル」(※2)に該当するため、トラブル発生から1年間は特定原因不担保期間にあたり、お支払いの対象となりません。
5 【離婚トラブル】 結婚を機に弁護士保険に加入した。 半年も経たないうちに性格不一致で別居生活となって、相手方弁護士から離婚条件について連絡を受けた。	原因事実 別居生活の開始	○	○	×	○	○	対象外	離婚は「特定トラブル」(※2)に該当するため、1年間の特定原因不担保期間中に発生したトラブルはお支払いの対象となりません。
6 【子どものトラブル】 3年前から弁護士保険に加入している。 先日、小学生の息子が学校で同級生とケンカをして、誤って大けがをさせてしまった。相手方両親から、謝罪と治療費、慰謝料の支払いを求められている。	原因事実 息子のケンカ	○	/	/	○	○	対象	トラブルの当事者が被保険者本人ではありませんが、未成年の息子の管理監督義務者のため、お支払いの対象となります。
7 【母親のトラブル】 5年前から弁護士保険に加入している。 実家で母親と同居しているが、2年前から母親が借金の返済を滞らせていたらしく、母親名義の建物が差し押さえを受けそう。	原因事実 債務不履行の開始	○	○	○	×	○	対象外	トラブルの当事者が被保険者本人ではないため、お支払いの対象となりません。
8 【金銭トラブル】 3年前から弁護士保険に加入している。 昨年、すぐに返す条件で友人から3万円を借りたが、すっかり返済を失念していた。突然その友人から弁護士を通じて返還請求の連絡が来た。	原因事実 債務不履行の開始	○	○	○	○	×	対象外	争う経済的利益が5万円以下のため、お支払いの対象となりません。

(※1)特定偶発事故とは、急激かつ偶然な外来の出来事により、被保険者やトラブルの相手方に身体の障害または財物の損壊が生じた事故で、普通保険約款第12条で定めるものをいいます。

(※2)特定トラブルとは、リスク取引(金銭貸借、金融商品取引など)、相続、離婚、親子間・親族間に係る法的トラブルを指します。